

鳥取県告示第159号

介護保険法（平成9年法律第123号）第115条の5第2項の規定に基づき、指定介護予防サービス事業者から当該指定介護予防サービスの事業を廃止する旨の届出があったので、同法第115条の10の規定により、次のとおり告示する。

平成23年3月25日

鳥取県東部総合事務所長 瀧 山 親 則

事業者の名称又は 氏名	指定に係る事業所の 名称	指定に係る事業所の 所在地	廃止の届出を受理 した年月日	サービスの種類
すみれ合同会社	すみれデイサービス	八頭郡智頭町大字三 吉610-1	平成23年3月8日	介護予防通所介護